

フローインジェクション分析研究懇談会規約

(名称)

1. 本研究懇談会は、社団法人日本分析化学会フローインジェクション分析研究懇談会と称する。

(目的)

2. 本研究懇談会は、フローインジェクション分析法に関する学術と応用技術の進歩、普及をはかることを目的とする。

(事業)

3. 本研究懇談会は、前項の目的を達成するため次の事業を行う。
 - 1) 講演会等の開催(年2回以上)
 - 2) 会誌の発行(年2回)
 - 3) その他本会の目的を達成するための事業

(運営)

4. 本研究懇談会には委員長と委員若干名からなる運営委員会を置き、本会の企画及び運営を行う。
5. 3条2項の事業(会誌の発行)を円滑に行うために、会誌編集委員会を置く。編集委員会の運営規約は別に定める。
6. 3条3項に係る事業を展開するために、必要に応じ分科会を置く。分科会の設置は運営委員会において承認する。
7. 本研究懇談会の事業は、本部補助金及び会費並びに寄付金などにより行う。

(会員並びに会費)

8. 本研究懇談会の会員は、個人会員及び団体会員(特別賛助会員及び賛助会員)とし、原則として日本分析化学会の会員とする。
 - 1) 会費
個人会員(一般) 年額 3,000 円
個人会員(学生) 年額 2,000 円
 - 2) 会費
団体会員 特別賛助会員 年額 1口 10,000 円, 1口以上
賛助会員 年額 7,000 円

(表彰)

9. 本研究懇談会は、フローインジェクション分析に関し功績のあった者及び本研究懇談会に対し特に功労のあった者を、運営委員会の承認を得て、これを表彰することができる。表彰規定は別に定める。

付則

1. この規約は 1990 年 4 月 1 日より施行し、その改正は運営委員会において行う。
2. 1997 年 12 月一部改定と追加。